

○三次市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱

令和5年6月30日教育委員会告示第14号

三次市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 教育委員会は、三次市教育振興基本計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、市民、教育に関する識見を有する者等の意見を反映させるため、三次市教育振興基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画策定に関する提言を行うこと。
- (2) その他、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、教育に関する識見を有し、本市教育に対する高い関心を有する者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。
- 3 委員の任期は、任命又は委嘱した日から計画策定の日までとする。

(報償費)

第4条 委員が懇話会の会議に出席した時は、三次市報償費支払基準に基づき報償費を支給する。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 懇話会は、原則として公開とする。ただし、会長が次の各号に掲げるいずれかに該当する

と認めるときは、非公開とすることができる。

- (1) 個人に関する情報を扱うとき。
- (2) 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を扱うとき。
- (3) 公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) その他、公開に適さないと会長が認めるとき。

(資料及び会議録の公開)

第8条 懇話会の資料及び会議録は、原則として公開とする。ただし、会長が前条各号に掲げる情報等が含まれると認めるときは、その一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年6月30日から施行する。

(最初の会議)

- 2 この告示の施行の日以後、最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。